

クリーニング業を営業される皆様へ

クリーニング所や取次店のクリーニング師や従事者のかたには、
クリーニング業法により研修・講習の受講が義務づけられています。

クリーニング師	クリーニング師研修	・業務従事後1年以内 ・その後は3年に1回
---------	-----------	--------------------------

業務従事者		(取次店含む)の 取次店の営業の
-------	--	---------------------

令和6年度のクリーニング師研修は、
令和6年10月20日(日)に、
豊泉荘(別府市内)で行う予定です。

* 詳細は、業務従事者講習と併せて
本年8月下旬頃案内します。

もう少し、お待ちください。

講習します
講習します

クリーニング師は、

お店に**従事するクリーニング師や業務従事者の方**に
研修、講習を必ず受講させてください。

☆研修・講習に関する問合せ、申込み先

公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター
(大分市長浜町1丁目12-3今田ビル3階)

電話:097-537-4858

URL: <https://www.center.oita-navi.jp/>